

いずみさの昔と今 第274回

「祈りと願いと信仰と〜犬鳴山の信仰〜」

泉佐野市域には、数多くのお祭り、行事が残っています。それらにはそれぞれの祈りや願いや信仰が関わっています。つまりお祭り・行事はこれらが具現化されたものといいかえることが出来ます。

そもそも祈りや願い、信仰は、地域の特色が色濃く出るものもあれば、個人の思いが強く出るものもあり多種多様です。

本展示では、祈りをだんじりやふとん太鼓のような豊作・豊漁に対するもの、願いを家内安全や無病息災など、家・個人に対するもの、信仰を雨や芸能などの神・仏に対するものとして位置づけ、それぞれに関する民俗資料や古文書を中心に展示して紹介します。

今回の昔と今は、祈り・願い・信仰のうち、信仰でとりあげる犬鳴山について扱います。

犬鳴山は、古くは「葛城」と呼ばれた和泉山系に属する、葛城二十八宿修験道の根本道場、山岳に建つ修験寺院として有名です。齊明天皇7（661）年に役行者（役小角）が犬鳴山奥の滝岩に出現したとされる不動明王を祀る一堂を建立したことにはじまると伝わります。それ故か、本尊は役行者の作とされ

る俱利伽羅（くりから）大竜不動明王です。

また、山号の「犬鳴山」は「七宝瀧寺縁起」のうち、犬鳴山義犬伝説から、寺号の「七宝瀧寺」は同縁起の天長年間（824〜834年）の早魃（かんばつ）に際して淳和（じゅんな）天皇が7つの滝に降雨を祈ったところ、靈験があったため、7つの滝を七宝（仏教における7種の宝、瑪瑙など）に例えて寺号を勅賜されたという話からついたといわれます。

犬鳴山の信仰として重要なことは雨乞いに靈験があるとして、中世以来、周辺地域の村落に影響力を有したことにあります。戦国時代、日根荘に滞在した九条政基（京都の貴族）が記した『政基公旅引付』には、文亀元（1501）年に火走神社背後の山で犬鳴山の寺僧により雨乞いの儀式が行われたと記されています。この雨乞いは、火走神社のほか七滝・不動堂といった七宝瀧寺でも行われており、当時の人々が七宝瀧寺に対して雨乞いの信仰を有していたことが分かります。

また、上・中・下の大木3ヶ村では戦前まで早魃時に高張提灯を携えて総まいりが行われて

いました。そのほか、日根野西上でも日根神社での雨乞いに効果が見れない場合は、宵に犬鳴山に登ったといわれています。同様の雨乞いについては岸和田市の葛城山、熊取町の雨山にもみられ、同じ葛城山系である犬鳴山も農耕に恵みをもたらす霊峰として信仰の対象となっていたのでしよう。

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさのでは、泉佐野に残る祈りや願い、信仰を取り上げ、「祈りと願いと信仰」と題して、10月20日（土）より秋季特別展を開催します。みなさんのご来館をお待ちしています。



▶犬鳴山での修行風景

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140 Fax469-7141
休館日 月曜日、祝日（祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館）
開館時間
午前9時～午後5時
（入館は午後4時30分まで）
入館料 無料

消費生活センターだより

見守りリリー

相談はお早めにセンターへ!!

相談受付
午前9時～午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前
☎469-2240

だまされないで、悪質業者の主な手口

- 「街中での声かけや電話を使って誘う手口」
- キャッチセールス：街中でアンケートなどを理由に声をかけ、事務所やイベント会場に連れて行き、断れない状況に追い込んでサービスや商品の契約をせまる
- アポイントメントセールス：電話で「当選した」「あなただけ」などと販売目的を隠して誘いだし、有利な条件ばかりを強調して契約をせまる
- 「人間関係を利用した手口」
- マルチ商法：「商品を売りたいから会員を増やす」とリベートがもらえる」などと消費者を販売組織に勧誘して商品を売る（実際にはたくさんの商品を購入したのに会員の勧誘ができず、在庫を抱えてしまつという問題が起きます）
- デート商法：異性に対する恋愛感情や好意につけ込み、宝石類や時計などの高額な商品を販売する
- 「お金を振り込ませる手口」
- 架空請求：流出した個人情報などを使い、手紙やはがき、電子メールなどで架空の請求をする詐欺。債権回収業者や公的機関を装い「アダルトサイト利用料」「出会い系サイト利用料」など様々な名目で金銭を要求する
- ワンクリック詐欺：インターネット上でクリックしただけで「入金ありがとうございます」と表示し、支払いをせまる
- 「お金の貸し出しを口実にした手口」
- 融資保証金詐欺（貸します詐欺）：広告やダイレクトメールなどで融資を持ちかけて保証金などと称して現金や小切手を送付させる
- 買い取り屋：お金を貸すかわりにクレジットカードで高額な商品を買わせ、その商品よりはるかに安い価格で買い取る（債務者は買い取り分の現金は受け取れますが、商品を購入した代金の返済も残ります）

このような、悪質業者にだまされることなく、自分の大切な財産を守るために、「消費者力」をつけてトラブルに巻き込まれないように気をつけてください。

相談は、早めに消費生活センターへ。